

## 共家事促進事業にかかる公募型企画提案コンペ応募要項

共家事(ともかじ)促進事業を委託するにあたり、公募型企画提案コンペにより最も優れた提案及び能力を有し、最も適格とされる事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 第1 募集要項

#### 1 委託事業名 共家事促進事業

#### 2 事業目的

各家庭の家事を「見える化」し、家事について話し合うためのツールの作成及びツールを活用した、家族の家事に対する行動変容につながる事業実施により、家族みんなが無理なく家事を分担することが当たり前となる気運の醸成をめざす。

#### 3 業務内容

##### (1) 家事を「見える化」するツールの作成及び家事分担につなげる行動変容促進業務 ア 家族で家事分担等について考え、家事を「見える化」するツールの作成

###### ① 本事業のねらい

- ・家族一人一人がどの家事にどの位の時間を費やしているか、どの家事に負担を感じているかを確認でき、その負担を軽減するために、家族の家事分担や家事支援サービスの活用等について話し合うことができるツール(家事シェアシート等)の作成

###### ② 提案いただきたい内容

上記①を満たす、効果的な事業に関する企画提案

- ・ツールの内容(作成イメージ、特徴、媒体等)
- ・ツールは広く県民が使用することを前提として作成
- ・ツールは紙媒体に限らない(電子媒体や組み合わせによる提案も可)
- ・わかりやすく適切な指標を用いた評価手法

##### イ 家事分担につなげる行動変容促進業務

###### ① 本事業のねらい

- ・アで作成したツールを利用し、家族が楽しく家庭生活を送るため、家庭に合った家事分担となるよう行動変容のきっかけづくりとなる企画提案とすること。
- ・実際の利用状況や活用後の家事負担の軽減状況、家事分担の変化などを取材・発信し、広く県民に行動変容を呼びかける。
- ・昨年実施した「ゆる家事大作戦事業」の家族と一緒に楽しく家事を行う趣旨を踏まえ、家族内での分担だけでなく、家事代行等外部サービスの活用にもつながり、無理なく家事をおこなうよう意識の変化をにつながる提案とすること。

###### ② 本事業の主なターゲット

- ・新婚・子育て世帯等

###### ③ 提案いただきたい内容

上記①及び②を満たす、効果的な事業に関する企画提案

- ・企画案(実施時期、対象、実施手法)
- ・取材後作成するコンテンツの内容(記事・動画等のイメージ)
- ・発信方法(媒体[SNS、HP、紙、動画等]、時期)

- ・わかりやすく適切な指標を用いた評価手法
- ・情報を発信する SNS (YouTube, Twitter, Instagram, Facebook) やインターネットは兵庫県または、男女青少年課がアカウントを所有する媒体での発信を活用することも可。

4 契約期間 契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

## 第 2 予定価格

第 1 の 3 (1) の事業について、金 3,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) を上限とする。

ただし、契約内容および契約額については、委託事業者決定後、県(男女青少年課)との打ち合わせにより決定する。

## 第 3 応募資格

- 1 企画提案に応募する者は、次の資格を満たさなければならない。
  - (1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体であること。
  - (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格) の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本コンペ募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
  - (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
  - (7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。
  - (8) 国、都道府県又は市町村から出資、出えんを受けている団体でないこと。
  - (9) 兵庫県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - (10) 本コンペ及びその後の委託契約において、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。
- 2 1 事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記 1 の資格を満たさなければならない。

## 第 4 応募手続き

### 1 事務局

兵庫県県民生活部男女青少年課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁第 2 号館 2 階

電話 (078) 362-4185 F A X (078) 362-3891

メールアドレス danjoseishounen@pref.hyogo.lg.jp

※ 受付…平日 9 時から 17 時まで

### 2 応募要領の配布

#### (1) 配布日

令和 4 年 8 月 16 日 (火) から 9 月 6 日 (火) までの平日 9 時から 17 時まで

(2) 配布場所 上記1に同じ（県ホームページにも掲載予定）

### 3 説明会

本コンペに参加を希望する者は、原則として説明会に参加すること。

(1) 開催日時 令和4年8月24日(水)14時

(2) 開催場所 兵庫県民会館 1202 会議室(神戸市中央区下山手通 4-16-3)

### 4 質問及び回答

(1) 質問方法 所定の質問書〔様式5〕で行うこと。

(2) 受付期間 令和4年8月16日(火)から8月25日(木)までの平日9時から17時まで

(3) 回答方法 令和4年8月30日(火)から9月6日(火)までの平日9時から17時まで、閲覧方式により行う。

(4) 回答閲覧場所 上記1に同じ（県ホームページにも掲載）

## 第5 企画提案

### 1 企画提案書（A4版）

※ A3版での作成も可とするが、その場合はA4サイズに折り込むこと

(1) 提出方法 参加希望者が事務局へ持参又は郵送により提出する

(2) 受付期間 令和4年8月16日(火)から9月6日(火)までの平日9時から17時まで

提出する場合は、あらかじめ電話等によりその旨を連絡する。

郵送の場合は、令和4年9月6日(火)17時必着とする。

(3) 提出書類

この応募要項のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「応募図書」という。)を作成の上、正本1部、副本6部を提出すること。

ア 応募申請書〔様式第1号〕

イ 提案者概要〔様式第2号〕

ウ 企画提案書（1 事業の趣旨、2 事業内容・実施方法、3 実施体制）〔様式任意〕

エ 経費積算見積書〔様式第3号〕

オ その他提案内容を説明する書類〔提出任意〕

カ イベント、セミナー、印刷等業務受託実績〔提出任意〕

キ 添付書類

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(イ) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3か月以内のもの）。

① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）

② 全ての県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

(4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(5) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(6) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

### 2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時 令和4年9月15日(木) 14時から

(2) 実施場所 兵庫県庁内会議室またはその周辺会議室

(3) 実施方法

ア 出席者は4名以内とする

イ 1応募者あたりの持ち時間は30分（説明20分、質疑応答10分）とし、後日連絡する実施場所、時間配分・時間割により行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

エ 審査については、実績や運営体制等から当該業務を問題なく遂行できるかを総合的に判断する必要があるため、業者名は伏せないで行う。

オ 説明にパワーポイントを使用する場合は、事前に事務局に連絡し、電子メール等でデータを送付すること。

※ 応募状況及びコロナウイルス感染拡大状況により、実施日時、実施場所、実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加希望者に別途通知する。

## 第6 当選者の選考、決定及び通知の方法

### 1 選考について

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリングを行うことがある。

(1) 企画構成：企画等のアイデア、業務の実行方法の妥当性、効果等

(2) 実施体制：業務の実施体制、スケジュール等進行管理、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込み等

(3) その他：業務を遂行するに当たっての創意工夫等

### 2 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

なお、選考結果については、文書で通知する。

### 3 当選後の取り扱い

当選者は、「共家事促進事業」の業務委託候補者となる。

## 第7 その他

### 1 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 2 提出書類にかかる留意事項

(1) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

(2) 提出書類は、非公開とする。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類についてこの書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

(6) 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

### 3 参加に要する費用

本コンペに要する費用は、参加者の負担とする。

### 4 契約にかかる留意事項

(1) 契約保証金は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社との間に県を

被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合は、全部又は一部を免除する。

- (2) 委託費の支払いは、原則、実績確認に基づく精算払いとするが、必要があると認めるときは、前金払いをすることができる。